

会 員 各 位

一般社団法人栃木県トラック協会  
会 長 吉 高 神 健 司  
(公印省略)

## 公益社団法人全日本トラック協会「優秀運転者顕章」候補者のご推薦について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営について格別のご指導を賜り心より御礼申し上げます。

さて、標記顕章について本年度も昨年度と同様、規程に基づき、下記の要領にて実施致しますので、ご推薦方宜しくお願い致します。

ご推薦につきましては、所定の推薦用紙に候補者氏名(ふりがな併記)、生年月日、事業所名、章の種類、無事故・無違反期間(開始年月日及び年数)、運転免許証番号(12桁)、受章歴を正確に記入の上、栃ト協 総務部宛ご提出ください。

### 記

1. 無事故・無違反期間は令和3年5月末日を基準年月日として

- 満20年以上 → 金十字章
- 満10年以上 → 銀十字章

※表彰規程、推薦用紙記入例、無事故・無違反早見表については、協会ホームページ (<https://truppy.com>) をご参照ください。

※県外営業所に属する運転者については、候補の対象外となります。

※銀→金の順に段階を踏んでのご推薦となりますのでご了承ください。

特に、金十字章の候補者については、銀十字章の受章歴を確認の上、推薦用紙の受章歴欄に記入いただきご推薦ください。(記入例参照)

※文字の判読が難しい、記載漏れのある推薦用紙が一部に見受けられますので、受章者選考の迅速かつ正確な処理のため、お手数ですが推薦用紙の取りまとめの際には確認の上、ご提出願います。

2. 推薦用紙(「優秀運転者顕章」候補者推薦書兼誓約書)は、協会ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

※インターネットをご利用いただけない場合は、総務部宛ご連絡ください。

※押印は原則として、社長(代表者)印とします。ただし、支店長・営業所長等も可能。

3. 自動車安全運転センターの証明書は必要ありません。

4. 提出期限は、令和3年6月22日(火)(全ト協報告の為、**締切厳守**)にてお願い致します。**※FAX不可**

[送付先] 〒321-0169 宇都宮市八千代1-5-12  
一般社団法人栃木県トラック協会 総務部

5. 顕章受章の結果報告については、来年1月の予定です。

受章者の表彰状及び副賞については、協会窓口にてお受け取り願います。(着払いでの送付も可。)

# 優秀運転者顕章規程

昭和44年11月20日理事会決定  
平成24年4月1日改定  
平成27年12月3日改定  
平成28年6月30日改定

## (目的)

第1条 この規程は、人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

## (顕章を贈る者)

第2条 この顕章は、公益社団法人全日本トラック協会会長(以下「会長」という)が贈るものとする。

## (顕章の種類)

第3条 この顕章は、金十字章・銀十字章とする。

## (顕章の贈呈基準および受章資格)

第4条 この顕章を贈る基準は、現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

- (1) 金十字章 満20年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)
- (2) 銀十字章 満10年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

2 前項の無事故であり、かつ無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

## (受章候補者の推薦)

第5条 都道府県会長は、前条の定めに適合し、かつ第1条の目的に照らして適格と認められる者を会長に推薦する。

## (受章候補者の推薦期間)

第6条 都道府県会長は、会長が定める日までに受章候補者を推薦する。

(受章者の選考)

第7条 受章者は第5条第1項の定めにより推薦のあった者を理事会が決定する。

(顕章を贈る方法等)

第8条 この顕章は毎年1回行うものとし、その期間は会長が定めるところによる。

(顕章の取消)

第9条 受章者が受章後事故を起こしたときは顕章を取消すものとする。  
2 前項の場合の事故の基準については、第4条第2項を準用する。  
3 第4条に定める基準に適合しない無資格者が章を受けたときは、受章にさかのぼってその効力を失う。

(重複受章の除外)

第10条 現に章を受けている者は再び同種の章を受けることはできない。

(委 任)

第11条 この規程の実施について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和44年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月30日から施行する。

**優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表（令和3年度）**

無事故・無違反開始年月日		基準年月日	無事故・無違反期間(満)	受章可能な章
平成	2年 6月2日 ~ 平成 3年 6月1日	令和3年5月末	30年	金十字章
	3年 6月2日 ~ 4年 6月1日		29年	
	4年 6月2日 ~ 5年 6月1日		28年	
	5年 6月2日 ~ 6年 6月1日		27年	
	6年 6月2日 ~ 7年 6月1日		26年	
	7年 6月2日 ~ 8年 6月1日		25年	
	8年 6月2日 ~ 9年 6月1日		24年	
	9年 6月2日 ~ 10年 6月1日		23年	
	10年 6月2日 ~ 11年 6月1日		22年	
	11年 6月2日 ~ 12年 6月1日		21年	
	12年 6月2日 ~ 13年 6月1日		20年	
	13年 6月2日 ~ 14年 6月1日		令和3年5月末	
14年 6月2日 ~ 15年 6月1日	18年			
15年 6月2日 ~ 16年 6月1日	17年			
16年 6月2日 ~ 17年 6月1日	16年			
17年 6月2日 ~ 18年 6月1日	15年			
18年 6月2日 ~ 19年 6月1日	14年			
19年 6月2日 ~ 20年 6月1日	13年			
20年 6月2日 ~ 21年 6月1日	12年			
21年 6月2日 ~ 22年 6月1日	11年			
22年 6月2日 ~ 23年 6月1日	10年			